

## 議会基本条例策定代表者会議

○平成27年3月6日（金曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員  
副 座 長 宮 下 誠 議員  
中山 克 己 議員  
鈴木 成 夫 議員  
片 山 薫 議員  
渡 辺 ふき子 議員  
斎 藤 康 夫 議員  
水 上 洋 志 議員  
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員  
白 井 亨 議員  
林 倫 子 議員  
小 林 正 樹 議員  
百 瀬 和 浩 議員  
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

議会事務局次長 飯 田 治 子  
庶務調査係 前 坂 悟 史

庶務調査係長 清 水 伸 悟

---

午前10時03分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に協議事項がございますので、協議事項に沿って協議を進めてまいります。

まず、1番目に素案たたき台についてであります。前回、素案たたき台についての中で前文の協議を行ったかなと思っております。この前文については、宮下副座長が前文の議論の経緯を丁寧にまとめていただいております。一番問題になったのは、「少数会派の活動を保障する議会」とするか、「全議員に対等平等な議会を目指し」とするかということで、これは1月26日に議論になりました。正副議長とも協議をさせていただいて、ここは「少数会派の活動を保障する議会」ということでいいのではないかとということでもあります。

正副座長案の中で、「少数会派の活動も含め」という、「も認め合う議会」ということで提案さ

せていただいております。一応、議長とも相談し、このままで行くことでもいいのではないかとというのが正副座長の提案であります。皆さんの方から何かありましたら、お願いしたいと思います。

自民党さん、ここはいかがでしょうか。

ちょっと休憩します。

午前10時05分休憩

---

午前10時07分開議

○森戸座長 再開いたします。

○中山議員 自民党は、前回の正副座長案を持ち帰って話し合いました。「少数会派の活動も認め合う議会等」というところで、一定の議論はあったんですが、ここは正副座長案ですし、これで折り合うしかないかなということで、「少数会派の活動」という文言が入っていることには余りいい思いはしないんですけども、実際に皆さんが今まで小金井市議会がやってきた活動とか、今まで

の経緯というようなことをおっしゃっていますので、これで自民党が不一致にしてしまいますと、前文どうするんだという話になってしまいますから、ここはやむを得なく、また、我々の会派が歩み寄るといふ形をとらざるを得ないかなということと一致させていただきました。

**○森戸座長** 今のご意見を頂きまして、自民党さんに歩み寄っていただきまして、「少数会派の活動も認め合う議会」ということで一致をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** それでは、ありがとうございます。

それで、そのほかについては、大体もういいのかなと思っておりますので、よろしいでしょうか。2月12日付けの正副座長案で前文を皆さんにお渡ししておりますので、2月12日付けですね。

**○宮下議員** 読みましょうか。

**○森戸座長** では、宮下議員、ちょっとお読みいただきいいですか。

**○宮下議員** みんな頭の中を整理している時間も必要だと思うので読みます。この間、2月12日に配った正副座長案、左側の文章です。一応前文の部分なので、もう1回、読みます。「小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。

議長と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会等

を目指し、議会改革に努めてきました。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなりません。また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力が求められています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。」ということです。

**○森戸座長** ありがとうございます。

ちょっと私が1点、読んでいて疑問に思ったのは、上から7行目の「市長の行政執行及び市政課題」というと、この市長というのは市政課題にも掛かっていくんですか、「及び」と言った場合。湯沢議員、いかがですか。

**○湯沢議員** 掛かると思えます。

**○森戸座長** ですね。するとおかしいですね、市長の市政課題というのは。「市長の行政執行又は」とか、「市政課題」というのが。これは「及び」になると両方に掛かってしまうのではないかなと。

**○飯田議会事務局次長** ちょっとご提案なんですけれども、「市政の課題」とすれば分かりやすいのかなと、分かれるのかなとも思います。

**○宮下議員** 「市長の行政執行及び市政の課題」、そうすると「市長の」というのは区切れるのかな。

**○森戸座長** 「市長の行政執行及び市政の課題」で区切れるのかな。そうだね。「市政の課題」、「市長の行政執行」。(「そうではないと、市長の市政の課題になってしまうとおかしい」と呼ぶ者あり)

ちょっと休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時15分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、上から7行目、「市長の行政執行及び市政課題」というのは、「市長の行政執行及び市政の課題について」と変更しますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、それも含めて、この前文は一致したということでご確認いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。

それでは、前文は終了をいたします。

続きまして、第7条であります。これは、前回、第7条の規定については、意見が、これは議会事務局で持ち帰っていただいています。そこについて、ちょっと説明をしていただきます。

○飯田議会事務局次長 第7条につきましては、条文はこのままで良いということを確認させていただいておりますけれども、第3項の「会派として届け出るものとする」というところで、政務活動費の交付に関する条例の施行規則に定める届出に準ずる形とさせていただきたいということでお話しさせていただきました。多摩市のように、政策集団としての届出と政務活動費としての届出を両方やるのではなくて、準ずる形にして、1本にさせていただきたいという形にお話をさせていただきました。

その場合、政務活動費の交付に関する条例のところに、きちんと政策集団としての会派だということを明記したやり方はできないかというようなご意見がございまして、事務局で持ち帰りをさせていただいております。もしこちらの例規集をお持ちでしたら、76ページをお開きいただきたいと思っております。例規集の76ページの小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の第1条の3行目のところでございますが、「議会における会派に対し

政務活動費を交付することに関し」となっているところの「会派」のところに括弧書きで、「(小金井市議会基本条例第7条に規定する会派を言う。)」というような形で議会基本条例の関係で出される政策集団としての届出の会派に対して交付していくという形に明記をさせていただければよろしいかなと思っております。ご提案をさせていただきます。(不規則発言あり)はい。市議会政務活動費の交付に関する条例の第1条の3行目のところ、「議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し」となっておりますが、「議会における会派」の後に括弧書きで「(小金井市議会基本条例第7条に規定する会派を言う。以下同じ)」という形で、議会基本条例のところの第7条にうたっている政策集団としての会派であるということを明記させていただければよろしいかなと思っております。

○小林議員 今のようなご提案があったと思うんですけども、1点、質問で、今のご説明だと、基本条例にある会派があって、そこに出すということですけども、続いて80ページの規則の方には、政務活動費の交付に関する規則の第2条のところに、会派の届出というものがあまして、要は政務活動費を出すための会派の届出というのがここに。まずここがスタートに今なっているんで、こっちの整合性もつけないとおさまりがつかないのかなと感じているんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○森戸座長 休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時37分開議

○森戸座長 再開いたします。

小林議員からご提案があった件なんですけど、休憩中に、板倉議員、斎藤議員からもご意見を頂戴いたしました。議会基本条例が議会の最高規範であると。そこに会派としての規定があるわけだから

ら、当然、要綱なり何なりで会派の届出をその条例に基づいてやるというのは基本なんだろうと思います。

一方、政務活動費の交付は市長からされるものであって、市長は会計規則などに基づいて、この交付の申請を私たちに求めてくるということからすると、その会派の届出ということも必要になってくるのかなということがあります。いずれにしても、大変重要な問題ですし、精密にする必要がありますので、議会事務局の方で研究、調査をしていただいて、1班の方でそこはご検討を頂くということではいかがでしょうか。よろしいですか。1班で。

**○片山議員** やはり事務局でその調査していただいたものを一度、代表者会議で確認していただくからの方が1班としては、と思います。

**○森戸座長** 分かりました。いきなり1班にとは申し上げませんので。一応ここに報告していただいた上で、1班で整理していただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** それでは、第7条については、もう一度検討をするということでもよろしく願いをいたします。

続きまして、第9条であります。第9条については、これも第9条の全体タイトルと、あと、事務局が持ち帰っていただいておりますが、「議会は」というのは、一部の議員や議員はどうするかということでありました。議員の皆さんがそれぞれ市民の意見を聞く場を設けたりするのも入ってくるんだろうかという議論もありまして、その点について、事務局の方でちょっと整理していただいておりますので、次長からご報告をお願いします。

**○飯田議会事務局次長** 前回、事務局の方で持ち帰らせていただいた件でございますが、「議会は、市民の声を聴く機会を設けるものとする」のとこ

ろでございますが、この「議会は」というのは、市議会全体でやらなければならないものなのか、それとも、議員個人、あるいは会派の場合なども含まれるのかということを確認させていただいておりましたが、市議会全体の場合ももちろんでございますが、議員個人、会派など一部の場合も含んで捉えてよいと解釈できますので、そのようにご報告させていただきます。

**○森戸座長** 議論の中で、議員も含めた方がいいというのが多かったかなと思いますが、法制上問題がないかどうかということで確認を頂いたところですので、これは、「議会は」というのは、議員も含めるということでもあります。

それと、ちょっと事務局というか、市民から申入れがあった場合はどうするかということをお正副座長、事務局で相談をしましたが、この言い方と言うと、「市民の意見を聴く機会」というのは、こちらから申し入れただけではなく、市民から申し入れた場合も、市民の意見を聴くことに努めるという範囲に入っている、包含されているということで確認をさせていただきたいんですが、それはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** では、それは逐条解説の中で述べていただくということで、1班の方、よろしく願いをいたします。

あと、ここの題名ですが、「市民の声を反映させる議会」、これでいいのかなんですけれども。(「持ち帰りになっています」と呼ぶ者あり)これは持ち帰りですね。(「4択で」と呼ぶ者あり)4択、すみません。次長、4択をもう1回、述べていただいてもいいですか。

**○飯田議会事務局次長** 4択の内容でございますが、「市民の声を反映させる議会」、「市民の声を聴く議会」、「市民の声を届ける議会」、「市民の声を議論に反映させる議会」の4択で、会派でお持ち帰りになっていたかと思います。

○森戸座長 思い出していただきましたでしょうか。すみません。

休憩します。

午前10時43分休憩

---

午前10時50分開議

○森戸座長 再開いたします。

鈴木議員から、経過について、休憩中にご報告を頂きまして、ありがとうございます。「反映させる」、それから、「聴く議会」、「届ける」、「議論に反映させる」、四つの選択で前回、話が出ました。会派に持ち帰らなくても、ここで議論して決められる問題だと思いますのでというのが休憩時間で一致をしたところでありますので、ここで議論をして決めていきたいと思えます。

「反映させる」という、このままでいいと思う方、手を挙げていただいて。「反映させる」、分かりました。ありがとうございます。

では、このままで行きたいと思えますので、よろしくをお願いします。

では、ここは「市民の意見を反映させる」と。（「声」と呼ぶ者あり）「市民の声を反映させる議会」ということでまとめさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、第10条であります。前回というか、1班の方から、これは地方自治法に基づいた書き方の方がいいのではないかというご意見を頂いたかなと思っておりまして、ここはそのように変更しましたが、事務局から説明をお願いいたします。

○飯田議会事務局次長 前回の会議で、1班の作業結果をもとに、前回、議論をしていただきましたけれど、自治法の規定に合わせることにして、事務局の方で持ち帰らせていただきました。それで、正副座長とご協議させていただいて、本日、改めて正副座長案として提案させていただいてるところでございます。自治法の規定に基づいた規定になっているというところでご確認をお願い

いたします。

○森戸座長 それでは、宮下議員の方でまた読み上げていただいているいいですか。第10条です。

○宮下議員 第10条。

○森戸座長 ここです。

○宮下議員 タイトルの括弧のところ。「公聴会制度及び参考人制度を活用する議会」ということです。「第10条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、真に利害を有する者又は学識経験を有するもの等から意見を聴取する機会の確保に努める。」第2項として、「議会は参考人制度を積極的に活用して、その意見を聴取する機会の確保に努める。」ということなのです。

○森戸座長 ありがとうございます。「市民」という言葉が入っていませんけれども、真に利害を有する者だとか学識経験者を含めて市民ということになるのかなと思えますので、これでいかがでしょうか。

○五十嵐議員 「真に利害を有する者は」、「者」と書いているんですけど、「学識経験を有するもの」は平仮名になっているのは、これでいいのでしょうか。

○宮下議員 漢字と平仮名ということか。

○森戸座長 私のは漢字になっている。

○宮下議員 こっちが漢字。

○森戸座長 そうか、「もの」ね。

○五十嵐議員 はい。

○飯田議会事務局次長 すみません。大変申し訳ございません。自治法の規定では、「者」というのは両方漢字になっておりますので、こちらは打ち間違えでございます。ご容赦ください。よろしくをお願いいたします。

○森戸座長 ありがとうございます。

では、参考人制度については、「その意見を聴取する」となっているんですが、ちょっとこれは分からないんです。今、私もちょっと、えっと思ったんです。読み上げていただくと分かったんで

すが、つまり、この前段に、地方自治法では、当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときには、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。つまり、当該普通地方公共団体の事務に関するこの意見を聴くことができるという規定なんです。ですから、ちょっとここは、これだけでは意味が分からなくなってしまっているなど思うので、もし入れるとしたら、「普通地方公共団体の事務についての意見を聴取する」とかしないといけないんですかね。どうでしょうか。すみません。本当は正副座長の打合せでやらなければいけなかった。

**○飯田議会事務局次長** 自治法の規定をそっくり持ってくるということであれば、その方が正確ですし、そのように変えた方がいいということであれば、変えさせていただきたいと思います。

（「そのを外した方がいい」と呼ぶ者あり）

**○森戸座長** 「その」を外す。「積極的に活用して、意見を聴取する機会の確保に努める。」だから、参考人制度というのは、普通地方公共団体の事務についての参考人なんですね。ということなんです。だから。

**○斎藤議員** 自治法に規定されていることと同じことを書くのでは議会基本条例に書く意味がなく、それを積極的に使っていきましょうという理念が表れていないといけないのではないですか。となると、もう少しここは考え直さなければいけないような気がします。いかがでしょうか。

**○森戸座長** そうですね。ということになりますね。

**○斎藤議員** すみません。書き方とすれば、第1項でそのような、小金井市議会は参考人、公聴会制度を積極的に活用するというので、1号、2号という形で、公聴会、参考人という作りの方がいいのかなと。ちょっと思いつきで申し訳ないんですけど、そんな気が今、いたしました。

**○森戸座長** 1号、2号にして、1号は公聴会制

度で、2号は参考人制度ということですか。第1項というか、最初は何と、第10条は。

**○斎藤議員** 「小金井市議会は、公聴会・参考人を積極的に活用するよう努める」とか、その一言があつて自治法に近い言葉を並べた方がいいかなと、1号、2号という形で。

**○森戸座長** いかがでしょうか。今、斎藤議員から。

**○斎藤議員** そうではないと言うから、その点を含めます。

**○森戸座長** いいえ。「真に利害を有する」ではなくて、「議会は、公聴会制度・参考人制度を活用し、意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。」と。1として、「公聴会制度については、真に利害を有する者又は学識経験を有する者から意見を聴取する。」、(2)として、「事務の検査については、参考人制度を積極的に活用する。」という形ですかね。そういうこともあるなど。

それでは、湯沢議員、いかがですか。

**○湯沢議員** 今の斎藤議員のご意見、もったもだなど思うところもありまして、自治法に書いてあることをそのまま写すことは、余り意味がないので、であれば、斎藤議員が今おっしゃった、柱書きの部分、「議会は、公聴会制度と参考人制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。」で終わっても、むしろよろしいのではないかなと思うところです。

**○森戸座長** それだけでいいということですね。

**○湯沢議員** はい。

**○森戸座長** まとめてしまうということですね。いかがでしょうか。

**○白井議員** 詳しい法律のことは、私はよく存じ上げませんが、今の湯沢議員の意見を聞いて、その方がシンプルかなと思っています。第10条は、第1項も第2項も、冒頭に書いてあることが「公聴会制度」と「参考人制度」という言葉が入れ替

わっているだけで、同じ言葉が並ぶので、その辺、まとめるんだったら、まとめた方が分かりやすいかなと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○百瀬議員 公聴会制度自体は、誰を呼ぶかという、基本的に利害関係者や学識経験者ということの認識でよろしいんですね。

○森戸座長 はい。

○百瀬議員 そちら、参考人制度なんですけど、これは、呼ぶ人は基本的には公務員になるんですか。（「そういうのは関係」と呼ぶ者あり）関係ない。

○森戸座長 事務に関する……。 （「市民もある」と呼ぶ者あり）

○百瀬議員 市民もあり。（「誰という規定はないんだね」「規定はない」と呼ぶ者あり）私は、認識としては、公聴会は学識経験者で、参考人というのは事務執行を行ったことに対して、要はそれの解明をするために公務員を呼ぶ制度ではないのかなという認識があったものですから。

○森戸座長 「普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のために必要があると認めるときは」ですから、これは……。

○飯田議会事務局次長 解説文などには、利害関係人や学識経験者などから特定の第三者を指名して出席を求めるといような解説もございますが、そもそも自治法の規定では、どういうものというものは規定がないわけです。公聴会の方では、「真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から」という形になっております。参考人を呼ぶときに当たりましても、結果として、そういう利害関係人とか、学識経験者などから選ぶことはありますけれども、自治法上はどのような者という規定はないということでございます。

○森戸座長 では、どちらでも良いということですね。

それでは、ここは一つにまとめますか。（「可能ですよということね」と呼ぶ者あり）可能。同じ言葉を並べても意味がないということは、それはそのとおりなんです。一工夫をしないと。したがって、「議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。」、「真に利害を有する」、このまま使ってもいいんでしょうけどね。

では、そこは正副座長であずからさせていただきます。改めて文面にして提案させていただくということはいかがですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、そのようにさせていただきます。

○林議員 前に戻ってしまって申し訳ないんですけど、第9条の方で文言の整理をしたと座長からご説明いただいているんですけど、詳しいところのご説明がまだだったかなと思ったので、お願いできればと思います。

○森戸座長 第9条の説明ですね。

○林議員 はい。

○森戸座長 ここは前回、報告したんですが、一つは、第2項のところで「請願・陳情」というのを「請願及び陳情」にした。それから、（1）の第1号の「議会は、」、第2号の「議会は、」、これは重なるので、第2項の一番際に「議会は、」と書いてあるので、これは削除することです。併せて、「請願・陳情」という言い方はしないです。それで、ここは、「請願又は陳情の審査に当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けること」というふうにしました。

それから、（2）は、「請願若しくは陳情代表者又はこれに代わる請願若しくは陳情者から申し出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。」ということにしたということですね。

この「又は」と「若しくは」の違いは後で事務局に説明をしていただきたいと思います。

それから、第3項は、「又は」は平仮名ではなく漢字であるということと、それから、「政策提案」というのは「政策立案及び政策提言」と、これはどこの条文もそのようにしていますので、そこを変更したということです。

作業部会の方で一定、議論をされたことをもとに、正副座長案として提案させていただいたということです。ちょっとここは、「又は」とか「若しくは」の説明をしていなかったですね。すみません。

**○飯田議会事務局次長** 「又は」、「若しくは」の関係でございますが、英語で言うとorに当たるところですけども、小さい「又は」のところは、小さいものが「又は」、その大きいものが「若しくは」ということで。失礼しました。「又は」が大きいもので、失礼しました。申し訳ございません。「若しくは」の方が小さい方ということで、orなんですけれども、同じ文章の中で「又は」、「又は」とつなげないで、そういう大小の関係で使い分けをしているという法文上の使い方でございます。

**○森戸座長** それでは、第9条、第10条はよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** あと、第13条に行きますか。では、ちょっとまだ若干時間がありますので、11時半ぐらいまで先に進めていきます。

1班からのご提案を頂いて、正副座長で打合せをして提案しているのが第13条、第18条です。まず、第13条から説明をしていただいでよろしいでしょうか。

**○飯田議会事務局次長** まず変更点でございますけれども、第13条の第2項のところ。「適正かつ公正」というところで、間に「、」を挟むという使い方はしないということで、「、」のところを

除いております。

それから、第2項の「公正及び効率的に行われているか、監視・評価」というところですけれども、「行われているかについて」という形が法文上の使い方ということで、訂正させていただいております。

あと、「監視・評価」のところは、こういった中点の使い方はしないということで「及び」でつなげさせていただいております。

また、「政策立案・政策提言等」というところですが、こちらも中点の関係。あと、「政策立案・政策提言」という形で、いろいろところで統一した文言の使い方をしておりますので、「政策立案及び政策提言」という形で「等」も取った形で提案させていただいております。

また、「適切な措置を講ずるよう求めるものとする。」というところですが、誰に対してそういった求めをしていくかというのがちょっと不明確というところで、「市長等に」という形で入れさせていただいております。

また、第5項のところでございますけれども、「質疑の論点・趣旨」というところ、こちらも中点の使い方として適切でないということで、「又は」という言葉に変えさせていただいております。

**○森戸座長** 以上が訂正をしたところであります。もし1班の班長さんの方で何かありましたら、いいですか。よろしいですか。

今、そういうことで1班から提案をしていただいております。これはよろしいでしょうか。

1班の方としては、議会運営委員会の申合せ事項について調整をとる必要があるということなんです。

**○片山議員** これは資料についてのことかと思いますが、こちらについては、議論をしたところでは、ハンドブックの48ページです。48ページの第3、調査に関する事項についてで、1、議会が執行機関に資料要求する場合の基準についてという

ところがあるんですが、こちらについて、再度ここに書いてあることを確認の方がいいのではないかなという議論があったということであり

○森戸座長 第3、調査に、ここは確認をした方がいいと。

○片山議員 ここに書いてあるということ。

○森戸座長 書いてあるということですね。一応そういうことだということではないでしょうか。

○小林議員 皆さんで議論したんですけど、ここに限らないんですけど、こうやって1班でいろいろチェックしている中で、議会基本条例を作るんだから、もう1回、ルールの確認というのは必要だよなという中で、この資料要求の内容について、また、これは部局側の対応も含めてだと思わすけれども、同じ認識を再度持って、条例の制定をしていければということを書かせていただいているということ。提案させていただいたということですので、何か文章を変えるということではないです。

○斎藤議員 第2班で、この申合せ事項を要綱にするものと分けて、一応作業は終わっているんですけど、そこで申合せでいいという結論に正直言って、なっています。

○森戸座長 資料についてね。

○斎藤議員 はい。

○森戸座長 そうですね。申合せで残すと。

○斎藤議員 そうすると、1班の方々も、そこだけではなくて、ほかもどこを要綱にしたらいいかということ全部にわたって考えると、何となくそんなふうになってくるのではないかなと分かります。私たちも、どういうふうに分けたらいいか、初めは分からなくて、1回目の会議のときには全く前に進まなかったんです。どういうふうに進めるかということ。部局からもいろいろ要綱に対する解釈とか、いろいろ聞いて、多少勉強してから作業に入ったら割とすんなりいったんです

けれども、そのときに、今の資料要求のところに関して言えば、申合せのままでいいだろうと2班では進んでいるところです。

○森戸座長 ありがとうございます。どこかでそういう交流をしておかないといけないですね、1班と2班の。

○片山議員 先ほど小林さんがおっしゃったように、ここを整合性などをチェックするときに、そういう意見が出たということで、一応話し合いはあったんですが、特に何かの提案をしたということではないんです。ですから、そういう話が出たという説明をただけであって、再度こういった開いた場で、48ページのここについて確認ができればそれでいいということなので、特に何かこれから変更するというものではありません。

○森戸座長 分かりました。斎藤さんも、2班の議論の方向性はこうなっているということで、一応報告をしていただいたと。そこは言っていたおいた方がありがたいと思います。

○斎藤議員 そして、その中身について、議論は2班ではしていませんので、残すか、残さないかだけで。ですから、今の話とちょっと違う立場での答えだったかもしれませんけど、一応状況として。

○森戸座長 分かりました。ありがとうございます。資料については、小金井市議会は、資料の要求がいっぱい出ますので、かなり過去から整理してきたという経過がありますので、その辺りを含めて、これは申合せになってしまうのかな。でも、一応全体で確認する必要はありますね、改めて。

○小林議員 今、その座長の整理でいいと思うんですけど、その下の、さっき言いましたつけ、ごめんなさい。(2)のイのところ、「平成12年8月30日の時点で基準を引き続き協議する。」と言って終わっているんで、その後のここに載せられていない、何か決定事項とかがあってあれば、

この際、整理をしておけばと思うんですけども、多分、事務局側に何か情報がなければ、なかなかまとめきれないだろうなと思うんですけど。

**○森戸座長** 多分、その取り決めをしたときに、やってみようよと。やってみて何か不都合があれば、また協議検討して、見直すところは見直そうという話で、最後、そういう文章が入っているけど、だから、実際にやってみてどうだったのかというところの検証は必要かなと思いますね。

ありがとうございます。では、この第13条はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** 続きまして、第16条をお願いします。

**○飯田議会事務局次長** 第16条についてご説明させていただきます。第16条の2行目の「市民の」というところがございますが、こちらは1班のご指摘によりまして、加えさせていただいております。

それから、「(1)長期総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関する事」と変更させていただいておりますが、もともとの「長期総合計画基本構想」だけでは、議決事項として上げるのは不正確というところがございますので、策定、変更、廃止というところで正確に記させていただいているところがございます。

また、1班のご指摘で、一つだけしか議決事項がないのであれば、一つの文章の中に入れ込んでしまっただろうかというようなご意見もございました。法務上の作りといたしましては、1班のご指摘のとおり、一つしかないものであれば、文章の中に入れ込んで、(1)で終わるとするのは通常の作りではないということですが、正副座長案としましては、あえて今後、(1)、(2)、(3)と続くことがあるということを表すためにということで、ご提案がされておりますので、よろしく願いいたします。

**○宮下議員** ここは正副でもめました。1個しか

なくて、条文の形として座りがおかしいというか、悪いというかあって、やはり文面の中に入れ込んだ方がすっきりするのではないのと思って、私もいろいろ意見を言ったんですけども。

**○森戸座長** 座長の強い思いです。

**○宮下議員** 座長は、議会の権能を拡大するんだという、その気迫でこれを作り出したのではないのかという部分を熱心に解いておられまして、条文の作りは極めて、ちょっとどうかと思ったんですけども、私は最後折れて、これは議会として、せめて爪跡ぐらいは残すというぐらいの思いで、ここは(1)で、変な形にあえてしたという形で、ちょっと今日に臨んでおります。

**○森戸座長** 今、宮下議員がおっしゃったとおりで、折れていただいたと言え、そうなんです、寛大なるお気持ちで受けていただいたというのが正副座長案の提案の経過です。これだけで終わるわけにはいかないというのはあると思うんです。なので、一応早期に、次に何を入れていくかというのは、私は検討した方がいいかなとは思いますが、できる限り、ちょっと法文上おかしいというのは確かにそうだと思うんですが、決意を込めるという意味で残させていただきました。

**○五十嵐議員** それで、1班からの指摘の中に、この(1)はいいんですけど、一つだけで終わるのはおかしいということで、(2)としてその他に定める事項というような、そういう作りはできないだろうかという投げ掛けもあったのではないかと思います。その辺の議論はされたかどうか。

**○森戸座長** しました。

**○飯田議会事務局次長** その他に定める事項としますと、その他に定めるものを作っていないかならないかと思っておりますので、今現在、基本条例ができたと同時にそういうものがあれば別なんですけれども、そういったものがないと。確か第16条の議論の中でも、別に作っていくというのはどうなのかと。せっかく議会基本条例で議決事項を

定めるのにもかかわらず、別にまたそういった定める条例なり、何なりを作るといのはどうなのかというご議論もあったかと思っております。

**○湯沢議員** すみません。1班の方でも議論があったんですけども、そのほかに定める事項というのは、表現はともかくとして、別に、ほかに定めてあるという意味ではなくて、第2号として、そのほかという文言を一応置いておいて、次に改正していくときに、第2号のそのほかを取って、ここにつなげていけばいいのではないかという提案だったんです。なので、その場合、逐条解説の方に、また議決事項を増やすときは、そのほかを取ってつなげていきますというふうなことを書いておいてもいいんですけど、そうした方法であれば、法文上も自然になるし、理屈としても通るのではないかなと私は思うんですけど、ここはどうでしょう。ちょっと意図が伝わりにくかった部分があると思うんですけど、検討していただけないでしょうか。

**○森戸座長** そこは、法律上、文言が問題がなければ、私は入れてもいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

そういうふうに逐条に書いておけばいいわけですね。

湯沢議員、いかがですか。その他というのは、何かがあって、その他ではなくて、今後……。どうぞ湯沢議員。

**○湯沢議員** もうほかに、どこかに定まっているという意味ではなくて、ここからまたつなげていくよという意味で、そういうことです。

**○白井議員** 個人的には、このままでいいかなと思っています。この方が逆にこの条文を読んだときに気になると思いますので。爪跡というか、これから増やしていくという意味がここに表れていると思うんで。確かに座りが悪いという意見がありますので、その辺がもし一致するようであれば、さっきの技術的な問題はああると思うんですけど、湯

沢議員の括弧その他という形でもいいと思うんですけど、一致するのであれば、僕はこのままの方がいいと思う。

**○五十嵐議員** もうここは、技術的なのか、法的にどうなのかということなので、事務局の方にもうちょっと検討して、もう1回、湯沢議員の提案がどうしても事務局が言うところに引っ掛かるかどうかというのを確認していただいてから決めるもいいかと思いますが、何か座りが良くないという専門家のご指摘もありますから、私はそういう疑問があるなら、できるだけ座りを良くしておいた方がいいかなという思いもありますし、ちょっと一度、その辺を調整していただいた方がいいかと思います。

**○湯沢議員** では、すみません。もう一つ。私もどうしてもこだわるというわけではないんです。ただ、例えば、これ、1冊、本みたいになったときに、第16条が左下に来ましたといったときに、(1)しかないというと、次のページが落丁していくのではないかと思われたりするのではないかなということもちょっと懸念するわけなんです。これは本当に仮にの話なので、そういうこともあるかなということなんです。

すみません。もう一つ、提案として、私、言わせていただいたのは、さっきみたいに、(2)でそのほかと書いておくことも一つ、あり得るし、また、会議規則の第119条のように別表の形式にするというのも一つ、あり得るのかなと思っていますので、もし検討していただければ、お願いできたらなと思います。

**○飯田議会事務局次長** その技術的な面につきましては、事務局で持ち帰りさせていただきたいと思います。

**○森戸座長** 確かに別表のとおりとするというのもありますね。それは1行でも構わないわけですからね。

**○斎藤議員** それはお任せするというので、

(1) ということで、座長が残していただいたということは感謝いたします。

それとはちょっと違うんですが、事務局に教えていただきたいんですが、この策定、変更、廃止なんですけど、例えば議会の権能のときに、条例のこれも策定、改廃という言い方ではなかったですか。変更ではなくて、改定とか、改廃という言い方をしますね。その辺との、どういったときにどう使うのか、もしよろしければ教えていただければと思います。

○飯田議会事務局次長 条例の方だと改廃という形かと思うんですが、基本構想なので、変更と解釈しましたけど、その詳細についてはもう一度、調べさせていただきたいと思います。

○森戸座長 では、その文言の言い方は整理をするということで、事務局で検討をさせていただきます。事務局、すみません。宿題がいっぱい出ましたけど。

それでは、この書き方について、もう一度検討するというので、第16条はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 もう1回、次の機会に行います。

以上、ちょっと第16条まで来まして、どうしよう。第18条までやってしまいますか。

○飯田議会事務局次長 そうですね。

○森戸座長 それでは、第18条、政務活動費であります。事務局から説明をお願いいたします。

○飯田議会事務局次長 第18条の政務活動費でございますが、こちらは1班のご指摘も受けまして、自治法ですとか政務活動費の条例に合わせた文言に変えさせていただいております。また、第3項の交付対象経費につきましては、政務活動費の条例の施行規則の第6条のところに、「使途基準」となっております。そちらの方に合わせた文言とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森戸座長 ということで、文言の整理を行ったということですね。

それから、第3項は、「交付対象経費について」とすると、文言がおかしいんですね。それなので、「使途基準」ということで直させていただきました。これはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、これは了解、一致したと。

○白井議員 書き換えたところとは違うんですけども、第2項なんです。公開して、説明責任を果たさなければならないということなんですけど、これは議会改革で、政務活動費のインターネットでの公開とかをやることを議会として決めたので、この主語が「会派」でいいのかということです。そこがちょっと気になったので、議会として公表を……。

○森戸座長 公開し。

○白井議員 公開することになって、もともと公開はしていたと思うんですけど、ここの辺の取扱いをどう考えるのか。会派単位だから、「会派は」で、手段が増えただけであって、考え方は変わらないということでもいいと思うんですけど、一応そこは、議会改革でそういう新しい展開があったものですから、確認だけちょっとしたいなと思いました。

○森戸座長 政務活動費は、以前から公開はしていたんですけど、ホームページの公開ということが入ってきて、公開するのは会派なんですか。議会なのか。議会ではあるけど、会派がオーケーしないと、公開はできないと。どういうふうにしたらいいですか。

○五十嵐議員 白井議員の指摘も考える余地はあると思いますけど、ただ、そもそもが会派に支給されているもので、説明責任は会派によっているものだから、「議会は」という大きくくりでやるよりは、「会派」と明記しておいた方がより責任の所在がはっきりするのかなという感じもします。

○森戸座長 それか、「会派は、政務活動費の使

途及び結果について市長に報告するものとする。」と。結果報告、議長か。「議長に報告し、議会はそれを公開する。」と、それもおかしいか。「会派は」……。

ちょっと休憩します。

午前11時35分休憩

---

午前11時39分開議

○森戸座長 再開いたします。

白井議員から提案があったところは、確かにご意見としてはそうあるかなと思います。ここは正副座長で引き取らせていただきまして、事務局と十分に相談して、改めてどうするかを提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日は、以上で終了することにしたいんですが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ご異議なしと認め、1の素案たたき台については終了いたします。

2、その他で、皆さん、何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、以上で議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午前11時40分閉会